

成年後見の申立て

1. 後見開始の審判の申立て

成年後見は、**後見・保佐・補助の開始の審判の申立て**（以下、「後見等開始の審判の申立て」といいます）を、申立権者が家庭裁判所に行い、開始の審判がなされることによって開始されます。

この後見・保佐・補助の3類型のことを**法定後見**と呼びます。

申立ては、**本人の住所地**を管轄する家庭裁判所に対して行わなければなりません。

また、申立てを取り下げるためには、家庭裁判所の許可が必要となります。

保佐の場合、保佐開始の審判の申立てと同時に、代理権または追加的な同意権を保佐人に付与する審判の申立てを行うことができます。

また補助の場合、補助開始の審判の申立てと同時に、同意権または代理権、あるいはその両方を補助人に付与する審判の申立てを行わなければなりません。

2. 後見開始の審判の申立権者

後見等開始の審判の申立てを行うことができる人（申立権者）は、**本人、配偶者、四親等内の親族**、成年後見人、成年後見監督人、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、市区町村長、検察官です。

このうち任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人は、本人が任意後見契約を締結し、登記されている場合に、申立権者となります。

また市区町村長は、本人が高齢者または精神・知的障がい者であって、その福祉を図るため特に必要と認められるときに、申立権者となります。

※表①申立権者（四親等内の親族）参照

3. 申立てに必要な書類・費用

申立てをするために必要な書類および費用については、別紙の表の通りです。

なお、申立てにかかる費用（手続費用）は、原則として申立人が負担することになります。ただし、事情により、手続費用の全部または一部を本人に負担させることができます。

4. 申立ての準備（診断書や申立書の作成）

後見等開始の審判の申立てをする前に、本人の精神状態について医師の診断を受け、診断書を作成してもらいます。

診断する医師は、精神科医である必要はなく、歯科医以外ならどの診療科の医師でもかまいません。

診断書は成年後見用の様式の診断書を用います。

この診断書は、各家庭裁判所の窓口やホームページで入手できます。例えば、本人がつくばみらい市在住なら、水戸家庭裁判所の後見センター（または後見サイト）で入手できます。

また別紙の表で示した必要書類（戸籍謄本や住民票など）を集めます。

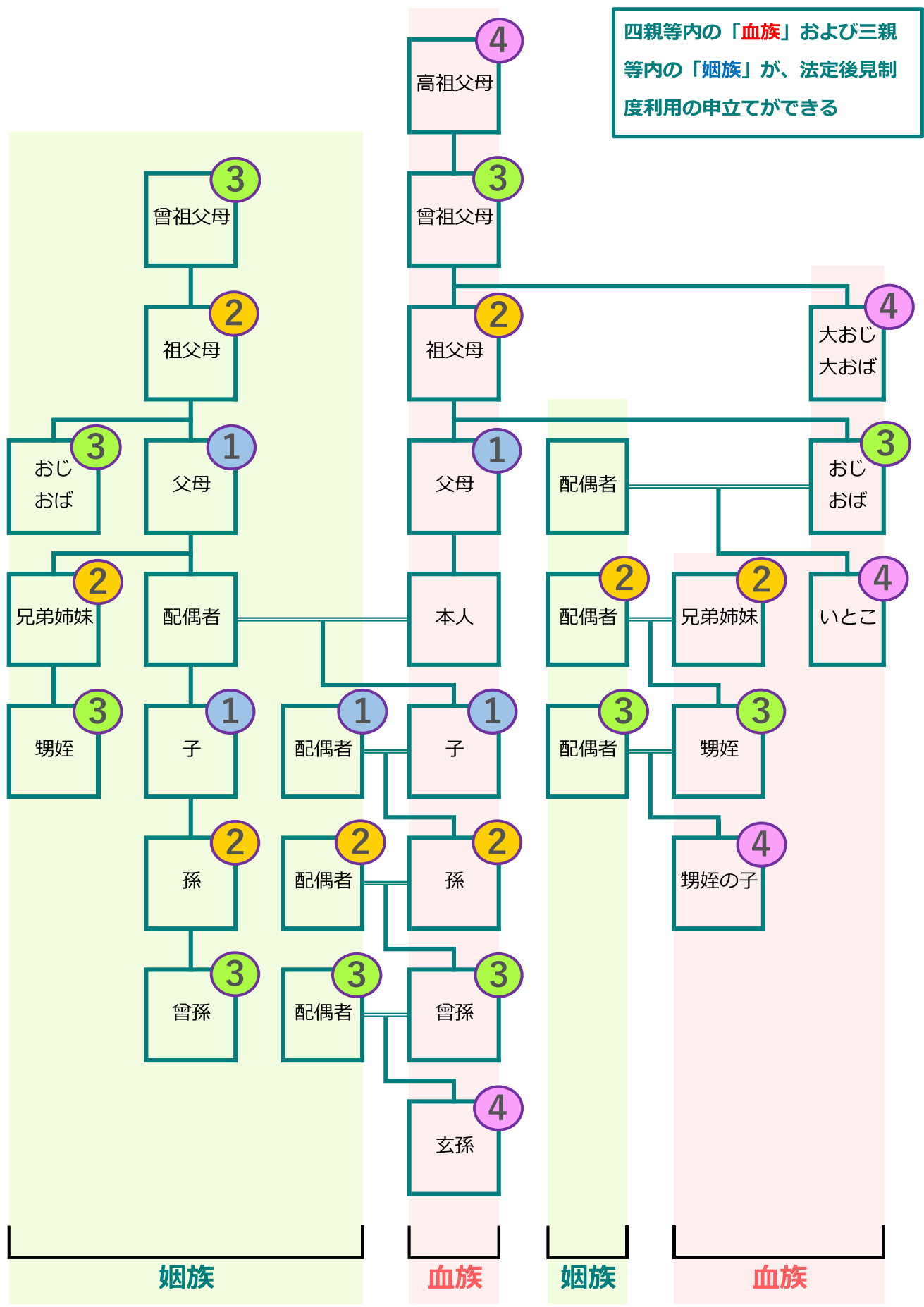
同時に、申立書（後見・保佐・補助開始申立書など）を作成します。この申立書も、各家庭裁判所の窓口やホームページで入手できます。

これらの準備は、基本的には申立人が行うこととなります。

※表②申立時必要書類参照

① 申立権者（四親等内の親族）

四親等内の「**血族**」および三親等内の「**姻族**」が、法定後見制度利用の申立てができる



② 申立てに必要な書類・費用

必要書類および費用	取寄先
<p>申立書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 後見・保佐・補助開始申立書 ・ 申立事情説明書 ・ 後見人等候補者事情説明書 ・ 本人の財産目録および収支状況報告書 (ならびにその資料) ・ その他(親族関係図、親族の同意書など) 	<p>各家庭裁判所・支部の窓口</p> <p>(ホームページからダウンロードできるほか、郵送で取り寄せることが可能)</p>
<p>戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 	<p>各自治体の担当窓口</p>
<p>住民票または戸籍の附票</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人および後見人等候補者 	<p>各自治体の担当窓口</p>
<p>登記されていないことの証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人 (証明事項は、「成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見契約の本人とする記録がない」の欄にチェック) 	<p>全国の法務局・地方法務局(本局)</p> <p>(郵送の場合は東京法務局のみ)</p>
<p>診断書(成年後見制度用)、診断書付票、本人情報シート</p>	<p>各家庭裁判所・支部の窓口</p> <p>(ホームページからダウンロードか郵送)</p>
<p>費用(申立書類と一緒に納めます)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収入印紙 <ul style="list-style-type: none"> ①申立費用：800円 ②登記費用：2,600円 (保佐や補助において、代理権や同意権の付与の申立ても同時にする場合は、それぞれ800円を追加) ・ 郵便切手(各家庭裁判所によって費用は異なります) 3,000～5,000円程度 ・ 鑑定費用(鑑定が行われる場合のみ) 5～10万円程度 	<p>郵便局等</p>

5. 成年後見の手続き（申立て～確定・登記まで）の流れ

後見開始の審判等の申立てにおける手続きの流れの概要と、手続きで行うセンターと関係機関（支援者）の支援方法は以下の通りです。

※支援者とは、行政、包括支援センター、ケアマネジャー、基幹相談センター、相談支援専門員、各事業所職員など、**判断能力が十分でない方を支援している方**をさします。

(1) 申立ての準備 ● 申立てに必要な書類を準備します

①申立書類の入手（手続き案内）／②診断書の取得／③申立書の作成及び添付書類の準備

支援方法

支援者

- ◆ 申立書一式の入手方法を説明
- ◆ 医療機関に診断書作成の協力依頼
- ◆ 必要に応じ、受診や通院介助の調整
- ◆ 本人情報シートの作成または然るべき支援者へ依頼

後見支援センター

- ◆ 申立書一式の入手方法を説明
 - ◆ 制度概要説明のうえ、希望者には申立書類を配付
 - ◆ 戸籍謄本・住民票、各種添付書類の取得方法、ご本人財産・収支資料の確認方法等について説明
- ※センターにて戸籍・住民票等の書類は取得代理はできません

弁護士・司法書士

- ◆ 申立てから戸籍謄本・住民票等証明書取得を申立書類作成と同時に委任契約が可能



(2) 申立て

・ 申立権者が、家庭裁判所に**後見開始の審判等の申立て**をします

* 緊急の必要性がある場合は**保全処分**の申立てをします

支援方法

後見支援センター・支援者

- ◆ 申立類型および支援内容の検討
- ◆ 申立書記載例に基づき説明

弁護士・司法書士

- ◆ 申立書作成代行
- ※有料につき要問合せ





(3) 家庭裁判所による審理

- ・ 家庭裁判所が申立書等の審査をします
- ・ 本人の陳述を聴取します
- ・ 成年後見人等（および後見監督人等）の候補者の意見聴取をします
- ・ 必要な場合、本人の精神鑑定を実施します
- ・ その他、調査官による調査、親族への照会などを行います



(4) 家庭裁判所による審判

- ・ 家庭裁判所が後見開始の審判等を行います
 - ・ 同時に、成年後見人等の選任の審判も行います
 - ・ 必要な場合、後見監督人等の選任も行います
- * 申立てを認容しない場合は、申立てを却下します



(5) 審判の告知と確定

- ・ 家庭裁判所が、審判を成年後見人等や申立人などに告知（通告）します
 - ・ 審判に不服な場合、申立権者は家庭裁判所に即時抗告（不服申立て）をします
 - ・ 即時抗告がなければ、告知の2週間後に審判が確定します
- * 審判確定により、後見が開始され、成年後見人等の仕事が始まります



(6) 登記

- ・ 家庭裁判所の囑託により、東京法務局に審判が登記されます
- * 登記されると、各法務局で登記事項証明書を取得することができるようになります。登記事項証明書は成年後見人等の証明書として機能します